

高砂市告示第 26 号

用途地域の指定のない区域の容積率等の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項 6 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号、同法別表第 3（に）欄の五の項及び同法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度に関する数値を次のように指定する。

平成 16 年 4 月 1 日

高砂市長 田村 広一

区 域	建築基準法 第 52 条第 1 項第 6 号の 規定により 定める数値 (容積率)	建築基準法 第 53 条第 1 項第 6 号の 規定により 定める数値 (建ぺい率)	建築基準法 別表第 3 (に)欄の五 の項の規定 により定め る数値(建築 物の各部分 の高さ)	建築基準法 第 56 条第 1 項第 2 号ニ の規定によ り定める数 値(建築物の 各部分の高 さ)
都市計画区域のうち、用地地域の指定のない区域	10 分の 20	10 分の 6	1.5	1.25